

令和4年狛江市教育委員会第2回臨時会会議録

日 時 令和4年7月22日(金) 10:00～11:00

場 所 防災センター3階会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 熊谷 勝仁・鈴木 晃子・小川 敦子

事務局(議案説明者)

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

学校教育課長 植木 崇晴

公民館長 浅井 信治

図書館長 細川 浩光

傍聴者 5名

1 審議事項

(1) 議案第26号

第3期狛江市教育振興基本計画実施計画(令和4年度ローリング版)について

(2) 議案第27号

狛江市民センター改修基本構想(案)について

(3) 議案第28号

狛江市新図書館整備基本構想(案)について

2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

(1) 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(4)

教育長

ただいまから、令和4年狛江市教育委員会第2回臨時会を開会します。本日は佐藤委員より欠席の届けがござっておりますので、報告します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、小川委員を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第26号「第3期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和4年度ローリング版）について」、審議します。

本件は第3期狛江市教育振興基本計画で設定している施策の着実な推進に向けて、前年度の取組状況、令和4年度から令和6年度までの3箇年の取組内容等を明示するものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、令和2年3月に策定した「第3期狛江市教育振興基本計画」で設定している施策の着実な推進に向けて、前年度の取組状況、令和4年度から令和6年度までの3箇年の取組内容等を明示するため、毎年度見直し、ローリングを行い、策定しています。

「1. 計画の目的」について、本計画は計画の施策を着実に推進していくため、当該年度の当初予算の内容をベースに、取り組む内容とその手順を明示するものです。また、狛江市教育大綱の実施計画としての位置付けもあることから、狛江市と狛江市教育委員会が連名で策定します。

「2. 計画期間と計画の見直し」について、教育振興基本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5箇年となりますが、本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3箇年となります。

「3. 計画の見方」について、各施策の担当部署において、「3箇年の取組状況（成果）」として、「R3」部分を記入、振り返るとともに、その下段の「取組内容」として、今年度を含む3箇年の取組内容及び事業費を整理しています。また、今回のローリング版に当たっては、法定実施が規定されている教育委員会の自己点検をより意識した上で、進捗管理に重きを置いています。

個別の内容については、資料のとおりとなりますが、昨年度の主だった取組みについて、何点か説明させていただきます。

「1-1-1 平和を願い、互いの生命や人格・人権を尊重し、他者を思いやる心をはぐくむ人権教育を推進します。」では、昨年度、「人権教育 悉皆研修」として、「外国人」をテーマに人権に係る講話をいただき、教員の人権尊重に基づく指導のあり方や人権感覚の向上を図りました。

「1-1-3 いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。」では、hyper-QU について、従来の紙ベースからオンラインで実施する WEBQU に実施方法を変更することにより、迅速に学級の現状を把握し、各校において、学級経営の改善を図りました。

「1-2-2 健康の保持・増進、体力の向上を図る教育を推進します。」では、オリンピック学校派遣事業をオンラインで実施し、児童・生徒が第一線で活躍するアスリートと触れ合うことにより、スポーツに興味を持つきっかけとすることができました。

「2-1-3 地域の特性を生かした協働のあり方を検討し、地域との連携・協働を推進します。」では、令和4年度から、中学校区を一つのゾーンとした狛江市独自のコミュニティ・スクール制度を導入するため、地域学校連携支援マネージャーを配置するとともに、制度設計や関係者との調整等を進めました。また、「地域学校協働活動」について、小中学校全校へ地域コーディネーターを配置するとともに、地域学校協働活動推進事業メニューを作成し、各校と共有しました。

「4-1-2 地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」では、公民館運営審議会による公民館事業評価を実施し、評価に基づき、事業の整理、見直しを検討しました。また、こまえ電子図書館における電子雑誌閲覧サービスを試行実施するとともに、今年度の本格実施の導入準備を進めました。

「5-1-1 狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。」では、市内の古墳を巡るウォークラリーのパフレット「歩こう！狛江の古墳」を配布する等、狛江の歴史や文化財に触れる機会を提供しました。

「参考資料」として、教育行政に関連する各種統計データをまとめて

います。

なお、第3期狛江市教育振興基本計画は、狛江市教育大綱を兼ねていることから、教育委員会で審議いただいた後、総合教育会議へ付議します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

鈴木委員 「1-1-3 いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。」では、hyper-QUについて、従来の紙ベースからWEBQUに変更することにより、学級の現状を迅速に把握できたと書いてありますが、詳細を教えてください。

指導室長 WEBQUへの変更による最大のメリットは、調査結果がすぐに学級担任に届き、学級担任が学級への指導のあり方、学級の集団としてのあり方を迅速に把握できるということだと思います。それに従って、学校全体で協議を行い、学級への指導を進めています。

鈴木委員 hyper-QUは普段現れないような潜在的な子どもたちの気持ち等を早い段階でつかめると思います。特にコロナ禍の中のマスク生活で顔色の変化等も気づきにくい状況だからこそ、学級担任がhyper-QUを有効活用できると思います。また、おとなしい傾向にある子どもの場合、クラスで集団行動しているときの流れを乱してはいけないという思いから、自分の意見や体調が悪いとき等のサインを発することができない状況が起きやすいと思われます。

hyper-QUだけではなく、子どもたちが普段から気分や体調が優れないとき等も含めて、すぐにSOSを出せる取組みをより充実させていただきたいです。

教育長 他にはいかがでしょうか。

小川委員 「1-2-2 健康の保持・増進、体力の向上を図る教育を推進します。」について、先日、小学校への学校訪問で、プールの授業を見学することができました。校長先生より、コロナ禍で2年ぶりのプールの授業のため、子どもたちの泳力も、水泳の授業カリキュラムのレベルも下がってしまっているという話を伺いました。やむを得ないと思いますが、コロナ禍で出来ることが限られている中、子どもたちの体力の維持・向上のため取り組んでいることがありましたら教えてください。

指導室長 水泳に限らず、体育の授業で体力向上を図ることは学校教育の大切な目標の一つだと思っております。また、日常的に体を動かす習慣は、体育の授業に限らず学校教育全体で取り組んでいかなければいけないものです。朝の始業前の時間、あるいは昼休みの時間を少し延ばしたりということで、子どもたちの体力向上に向けた取組みを各校で工夫して行っています。

小川委員 休み時間で遊ぶ場所を学年で区切ったり、学年ごとに交代でサッカーゴールを使用するなど、学校の現場では様々な工夫がなされていると思いますが、少しでも子どもたちの体力を維持・向上させる取組みを進めていただきたい。

熊谷委員 「1-2-1 新学習指導要領の主旨を踏まえた、確かな学力の定着と個々の能力の伸張を図ります。」について、先生方と教育委員会の努力により、学力調査で良い結果が出ています。指導室は具体的に各校にどういった指導を行ったのか、教えていただきたい。

指導室長 新学習指導要領が昨年度中学校から、一昨年度小学校から始まっております。新しい三つの観点に従って、これまでの取組みと実践を十分に

活かしながら、各学校で工夫をして取り組んでくださいと指導しております。タブレット端末等の活用についても、授業等でどのように工夫できるかの指導を進めております。また、反転学習に取り組んでいる学校もあり、そういった各学校での取組みも共有していきたいと考えております。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切りませう。

それでは、お諮りします。付議案件（1）議案第26号「第3期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和4年度ローリング版）について」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（1）議案第26号を承認します。

次に、付議案件（2）議案第27号「狛江市民センター改修基本構想（案）について」、審議します。本件は、狛江市民センター改修基本構想（案）について、教育委員会案とすることの承認を求めるものです。詳細は公民館長より説明します。

公民館長 本件につきましては、全7回にわたり実施したワークショップや市民アンケートの意見のほか、利用状況調査等を踏まえて検討した基本構想案を教育委員会案として決定するための承認を求めるものです。

基本構想の構成は全3章となっています。第1章は「構想策定の前提条件」、第2章は「市民ニーズ等と市民センターの課題」、第3章は「市民センター改修基本構想」としています。

1ページ「1. 市民センター改修検討の経緯」では、平成24年からの市民センター改修の検討に関する経緯について記載しており、令和2年の狛江市民センター改修等基本方針の策定までまとめています。2ページでは、同方針の概要について記載しています。

3 ページからの「2. 市民センター・市民活動支援センターの現況」では、市民センター及び市民活動支援センターの施設の現況、各部屋の面積や利用状況、平面図等を記載しています。

8 ページからの「3. 関連計画等」では、狛江市第4次基本構想、狛江市前期基本計画、そして、狛江市教育大綱・第3期狛江市教育振興基本計画の内容を踏まえて、市民センターの改修を進めていることを記載しています。

10 ページからは、「第Ⅱ章 市民ニーズ等と市民センターの課題」となります。「1. 市民ニーズの把握」では、本構想の検討に当たり実施した各種アンケート調査、ワークショップの実施結果をまとめています。

20 ページからの「2. 利用状況と課題」では、中央公民館及び市民活動支援センターの過去のデータから利用状況を把握するとともに、利用状況やアンケート等を踏まえて課題を整理しています。

特に、中央公民館では、「①予約が混んでいるため、部屋を確保しにくい」、「②共用部でゆっくり過ごせない（施設が暗く、閉鎖的である）」、「③活動で利用できる時間枠を使い切れていない」、「④用途に合った部屋が足りないため、別の部屋を使っている」の4つの課題に整理した上で、解決案として、「①利用区分を分割して、利用（予約）枠を増やす」、「②利用状況の分析結果から需要の多い部屋を増やす」、「③開放的でゆとりのある共用部分をつくる」の3点を示しています。

25 ページからは、「第Ⅲ章 市民センター改修基本構想」となります。「1. 新しい市民センターの基本的な考え方」では、基本方針で掲げている「人生100年時代に向けた生涯学習と市民活動の連携」をコンセプトとし、令和3年4月1日号広報こまえで広く市民にお知らせした「多くの人に愛される市民センターを目指して」で示した「もっと便利に」、「つながる」、「学びの中心」を踏まえて計画を進めていきます。

また、26 ページには、市民センター改修における視点として、「より多くの人に開かれ、すべての世代が集う施設整備」、「施設と運営の両

面による環境整備」、「3つの機能の有機的な連携」の3つの視点を示しています。

27ページからは、市民センター改修後のブロックプランとなります。

まず、1階は「交流・コミュニティフロア」として、建物の前にオープンテラスを設置し、建物内にはフリースペースを広く確保することにより、多くの市民が利用しやすいよう開かれたレイアウトにしています。また、3つの機能の連携と効率的な配置を考え、中央に共用の事務室を配置しています。入って右側に市民活動支援センター、左側に児童書を置く図書コーナーを設置します。なお、公民館機能として地下1階にある保育室を1階に移すことで、図書コーナーを利用する親子にも活用していただくことを想定しています。

次に、2階は「静かな会議・学習フロア」として、学習をメインとしたフロアを想定し、利用団体が少人数で活動する現状を踏まえ、多目的室を分割するほか、新たな機能としてスタディコーナーを設置します。スタディコーナーは市民要望も多く、個人での利用を想定し、読書や学習できるスペースとする予定です。また、現在利用されていない屋上部分をオープンテラスとして活用したいと考えています。

最後に、地下1階は、2階と対照的に「にぎやかで多様な活動・イベントフロア」としており、現在会議室を演劇・舞踊等で利用されている状況から、防音機能のあるパフォーマンススタジオを増設するほか、子ども・若者の居場所として「ティーンズルーム」を新たに設置します。なお、ティーンズルームについては、子どもたちが利用していない時間帯を一般利用とする等、運営面を検討したいと思います。

30ページは、公民館の利用区分について、現状の3区分から4区分に増やすことで、利用団体の活動機会を増やし、効率的な運営を図ることとしています。

31ページの「(3)各部屋構成・利用区分(現状と改修後の比較)」では、施設面と運営面での環境を整備することで、部屋数と利用枠を増やすことを示しています。

最後に、「3.おわりに」として、基本構想の検討過程においていただいた設備面や運営面での意見も参考にしながら、基本設計、実施設計

を進めることとしています。

以上、本構想案について、教育委員会の案として承認いただきたく、御審議をお願いします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

鈴木委員 市民センター改修の施設計画について、防災面や、防犯面、コロナ禍以降の改修工事となるため、換気面等も含め、どのような対策をされるかを伺います。

公民館長 防災面や、防犯面、換気面の対策について、今後基本設計と実施設計を進めていく中で、市長部局の施設部門と連携しながら検討していきたいと考えております。

教育長 他にはいかがでしょうか。

小川委員 市民センターの改修施設計画において、それぞれのスペースの使い勝手を考慮し、静かなフロアとにぎやかなフロアで分けているのはとても良いと思います。近隣に配慮した利用を想定して、2階にオープンテラスが新たに設置されていますが、どのようなスペースなのか、もう少し詳しく教えてください。

公民館長 オープンテラスについて、ゆったりと読書やおしゃべりができると書いておりますが、2階のオープンテラスはマンションと隣接しているため、あまり声を出さないような形になります。現時点では、デッキと椅子の配置等を想定していますが、具体的には施設部門と検討しながら進めていきたいと考えております。

小川委員 このオープンテラスについては、防犯面も含めて気になります。全くのフリースペースとするのは難しいと思いますが、地域に開放されたオープンなスペースとして自由度の高い活用ができるよう検討していただ

きたい。

教育長

他にはいかがでしょうか。なければ、質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りいたします。付議案件（２）議案第 27 号「狛江市民センター改修基本構想（案）について」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（２）議案第 27 号を承認します。
続いて、付議案件（３）議案第 28 号「狛江市新図書館整備基本構想（案）について」、審議します。本件は、狛江市新図書館整備基本構想（案）について、教育委員会案とすることの承認を求めるものです。詳細は図書館長より説明します。

図書館長

本件につきましては、狛江市新図書館整備基本構想検討委員会へ諮問し、令和 3 年 7 月より 6 回にわたり検討を行ってきました。逐次報告していましたワークショップの意見等を踏まえ、検討委員会にて取りまとめ、7 月 15 日に検討委員会委員長から教育長へ、狛江市新図書館整備基本構想（素案）が答申として提出されましたので、改めて教育委員会案として決定するための承認を求めるものです。

また、令和 3 年 4 月定例会で承認いただきました市長部局との協議事項「狛江市新図書館整備基本構想の検討における地域センター図書室の取扱い」を踏まえ、検討委員会において、市全体の図書サービスのあり方を検討するに当たって、地域センター図書室も含めて検討し、本構想案の中に示しています。

本構想案の構成は、全 2 章となっています。第 1 章は、構想策定の前提条件と現在の課題について、第 2 章は、新図書館整備基本構想としています。

1 ページ「1. 新図書館検討の経緯」では、新図書館検討に関する経緯について記載しており、令和 2 年の狛江市民センター改修等基本方針の策定までまとめています。2 ページでは、同方針の概要について記載

しています。

3 ページからの「2. 狛江市及び現市立図書館の概況」では、市の概況として人口動態や公共施設の維持・更新コストの状況、市の特色や関連する計画等について記載し、9 ページから、図書館等の概況として、図書館・図書室施設の概要や所蔵資料の推移、実施サービスと利用状況、運営形態についてまとめています。

17 ページ「3. 望ましい基準及び同規模自治体水準」では、文部科学省から示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づく目標基準例と、全国の人口同規模 66 市、多摩地域 26 市の平均との比較を示しています。

18 ページ「4. 市民ニーズ」では、本構想の検討に当たり実施した各種アンケート調査、検討委員会と並行して実施したワークショップ、関係団体等のヒアリングの実施及び結果についてまとめています。

26 ページ「5. 新図書館整備計画地の敷地条件」では、新設図書館整備計画地の敷地条件について、27 ページ「6. 現市立図書館が抱える課題」では、市民ニーズ等から現在の課題を抽出して記載しています。

29 ページからが新図書館整備基本構想となります。「1. 新図書館を含む市立図書館全体のあり方」では、まず、市立図書館が今後目指す方向性を掲げています。新設図書館と改修後の市民センター図書コーナーで形成する新図書館を核とし、既存の図書室や学校図書館等と連携、また電子図書館の効果的活用も含めて、市全体で図書サービスの充実を図ることとしています。併せて、今後目指す姿を「市民の学びや暮らしを彩り、狛江の実りを未来へつなぐ図書館」としています。

30 ページからはサービスの考え方を示しています。新設図書館は主に大人向け・ティーンズ向けのサービスを担い、市民センター図書コーナーでは、主に子ども向けのサービスを担うこととし、より分かりやすく伝わるよう、ページ下の部分には「こんな使い方」として、世代別等の利用の仕方を例示しています。

31 ページの資料の考え方では、他市水準を踏まえて市全体での蔵書冊数約 33 万冊以上を目指すことを掲げています。

32 ページからは機能配置の考え方として、新設図書館、改修後の市民

センター図書コーナーや既存の各図書室のあり方について示しています。

大人向けサービスの拠点としての新設図書館、子ども向けサービスの拠点としての市民センター図書コーナー、地域の本棚・公民館活動支援としての西河原公民館図書室、地域の本棚としての地域センター図書室、いつでも誰でも使える図書館としてのこまえ電子図書館、そして従来型の紙書籍の図書館と電子図書館の双方を活用し、ハイブリッドライブラリーとして資料・サービスの充実を図るものとしています。

33 ページから「新設図書館のあり方」を始め、施設それぞれについて個別に記載していますが、それぞれの施設のキーワードとして、主に大人向け・ティーンズ向けサービスを担う新設図書館は、「ネットワークハブ、静寂、知的創造活動」、主に子ども向けサービスを担う市民センター図書コーナーは、「オープン、賑わい、多世代交流」、西河原公民館図書室は、「地域住民、団体活動」、地域センター図書室は、「地域住民、独自性」、こまえ電子図書館は、「アウトリーチ、デジタルネイティブ」を吹き出しで示しています。

35 ページからの「2. 新図書館の具体的なあり方」では、まず新図書館のコンセプトとして「Small is cool! 小さな発見 つながる世界 小さなまちの宝箱」を掲げ、さらにその魅力を幅広い層へ届けるために「招く・触れる」、「遊ぶ・学ぶ」、「調べる・学びなおす」、「届ける・伝える」の4つの視点に基づく取組みを進めることを示しています。

36 ページでは、先ほども説明した蔵書冊数約33万冊以上の内訳について、37 ページからは4つの視点に基づく具体的なサービス計画を、新設図書館と市民センター図書コーナーに分けて記載しています。加えて、43 ページでは、DX対応としての取組みについて、また44 ページでは「未来を見据えた展開事例」として、将来的に導入を検討していくべき事項についても触れています。

45 ページからは施設計画として諸室構成、新設図書館のゾーニング案と市民センター図書コーナーのブロックプランについてまとめています。

第2章の最後、48ページでは今後の取組みとして、市民協働のさらなる推進や親しみやすい愛称の設定、取組みの段階的な推進とまちづくりとの連携について提案しています。

49ページは検討委員会の概要について、最終の50ページでは用語説明を記載しています。

この他、検討委員会から将来へ向けた課題や取り組んでほしいサービス等を付帯意見として受けています。

1. 市民の利便性に配慮した弾力的な開館時間等の運用、2. 学校図書館の利用促進とさらなる支援の充実、3. 多世代が共存できる図書館づくりの推進、4. 市民とともに「まちづくり」を意識した図書館サービスの展開、5. 市民目線の分かりやすく親しみがもてる基本構想の周知についての5点です。

以上、本構想案について、教育委員会の案として承認いただきたく、御審議をお願いします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 市民の多様な声を幅広い層から色々な手法で集めていただき、できる限りの声を聞きながら、まとめていただいたことがよく分かります。

図書館の利用状況について、他市との相互貸借差異数からみて借用超過になっており、市の蔵書が市民ニーズに応えきれていないという記載がありました。借用超過とはいえ、世田谷区や調布市の近隣自治体の図書館との相互連携の中で、市民の借りたい本を貸し出すことができているので、市民への図書館サービスとしてはきちんと提供できていると考えることもできます。更に学校図書館等とも連携できれば、サービスの質は確保できると思われまます。

そういった近隣自治体との相互貸借サービスの連携が既にある上で、更に新図書館の構想案では、現在の蔵書数30万冊を33万冊に増やすことを目標に掲げています。電子書籍を含めてではありますが、蔵書数を1割増やすというのは実現可能な数値目標なのか教えてください。

図書館長 現在、この基本構想の中では、蔵書冊数 33 万冊の確保を目標としています。今後、基本設計と実施設計を進めていく中で、詳細な冊数を検討していく予定です。

教育長 他にはいかがでしょうか。なければ、質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りいたします。付議案件（3）議案第 28 号「狛江市新図書館整備基本構想（案）について」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（3）議案第 28 号を承認します。
次に、事務報告（1）「学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について（4）」、報告を求めます。

学校教育課長 令和 4 年教育委員会第 5 回定例会以降、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について、資料のとおり、2 件実施いたしました。なお、いずれの学校においても、学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されておりません。

なお、登校後、クラス単位ではありますが、陽性者の確認のほか、欠席者が多数いることなどにより、午前授業で切り上げて帰宅させた学校もあり、各学校において、感染拡大防止に向け、柔軟に対応しています。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 午前中で下校した学校があると伺いましたが、そういった場合、午後の授業はどのように対応されたのでしょうか。

指導室長 タブレット端末を持ち帰り、午後はタブレットを使って授業に参加する形で、学習の保障を図っています。

教育長 他にはいかがでしょうか。

鈴木委員 夏休み前の時期に、新型コロナウイルス感染者が増えている状況で、通常夏休みに行われているプール指導については、各校はどのように対応するでしょうか。

指導室長 水泳の授業に関しては、各校実施の予定でしたが、感染者数の増加に伴い、小学校はプールの実施を見合わせているという状況です。

教育長 他になければ、以上をもちまして、令和4年狛江市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。